

策定の手続きは5ステップ

ステップ① 自社の女性の活躍に関する状況の把握、課題分析

支援ツールあり

まずは「採用した労働者に占める女性の割合」や「男女の平均継続勤務年数の差異」など、自社の女性の活躍に関する状況を把握しましょう。

ステップ② 行動計画を策定

支援ツールあり

自社の課題に基づいた目標を設定し、目標を達成するための具体的な取組内容を決めて、行動計画の形にまとめましょう。

ステップ③ 行動計画を公表

行動計画に従業員に周知し外部に公表しましょう。

※行動計画は厚生労働省の「女性の活躍推進企業データベース」で公表できます。



スマートフォン版

女性活躍 データベース 検索

ステップ④ 栃木労働局雇用環境・均等室へ届け出

行動計画が策定できたら、「栃木労働局雇用環境・均等室」へ届け出ましょう。

ステップ⑤ 行動計画を実施、効果の測定

定期的に、数値目標の達成状況や、行動計画に基づいた取組の実施状況を点検・評価しましょう。

ステップ① ステップ② は「行動計画策定支援ツール」を使うと便利です

ステップ①（状況の把握と課題分析）とステップ②（目標の設定と取組内容の決定）の方法・手順を示した「策定支援マニュアル」と、このマニュアルにそって課題分析を行うためのデータ入力を支援する「入力支援ツール」が、国のホームページで提供されています。

策定支援マニュアル 検索

※ファイル形式はPDFです。

行動計画 入力支援ツール 検索

※ファイル形式はExcelです。

各種助成金・支援制度など お問い合わせ先一覧

❖ 一般事業主行動計画の策定・届出に関すること

女性活躍推進法に基づく
一般事業主行動計画の届出について

栃木労働局 雇用環境・均等室
☎028-633-2795

次世代育成支援対策推進法に基づく
一般事業主行動計画の届出について

❖ 各種助成金に関すること

両立支援等助成金について

〈女性活躍推進〉 ◆女性活躍加速化コース

〈職業生活と家庭生活の両立支援〉

◆出生時両立支援コース ◆介護離職防止支援コース
◆育児休業等支援コース

栃木労働局 雇用環境・均等室
☎028-633-2795

働き方改革推進支援助成金について

◆勤務間インターバル導入コース
◆団体推進コース
◆労働時間短縮・年休促進支援コース

❖ 表彰・認定事業に関すること

宇都宮市男女共同参画推進事業者表彰
「きらり大賞」について

宇都宮市 市民まちづくり部
男女共同参画課
☎028-632-2346

男女生き生き企業認定・表彰制度について

栃木県 県民生活部
人権・青少年男女参画課
☎028-623-3074

とちぎ女性活躍応援団について

女性活躍推進法企業認定
(えるぼし認定・プラチナえるぼし認定)について

栃木労働局 雇用環境・均等室
☎028-633-2795

次世代育成支援対策推進法企業認定
(くるみん認定・プラチナくるみん認定)について

令和元年11月 初版発行

令和3年4月 改定

発行者 宇都宮市 市民まちづくり部 男女共同参画課

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1-1-5 ☎028-632-2346

みんなが働きやすい会社に

急速な人口減少による将来の労働力不足などに対応するため、「我が国最大の潜在力」である女性の力を活用していくことが求められており、働く場面で女性が活躍できる社会を実現するために、女性活躍推進法が制定されました。この法律に基づいて、常時雇用する労働者301人以上の事業主には行動計画の策定が義務付けられています(※)。

女性が働きやすい職場は、すべての従業員にとって働きやすい職場となり、多くの企業において、新規採用や継続就業、労働生産性の向上等に繋がっています。

(※)令和4年4月1日より、義務付け対象が従業員101人以上の企業に拡大されます。

(★) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画(以下、「行動計画」と記載します)